

冷温水発生機・冷却塔保守整備
仕様書

令和 6 年 1 月

尾鷲総合病院

| 明示項目 | 明示項目の詳細 | 明示事項 | |
|------|----------------|--------------|---|
| 共通 | | | |
| | 1 目的 | ア | 本事業は、尾鷲総合病院新棟の冷温水発生機及び冷却塔の機能の維持および機器の保守整備を目的に実施するものである。 |
| | 2 適用基準等 | アイ ウ エ | 契約書 本事業は、大気汚染防止法、関係諸法令等 その他関係通知等 その他指示するもの |
| | 3 許認可申請 | ア | 事業内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には受注者は書類作成等について協力すること。 |
| | 4 施行方針 適用範囲 | ア | 本事業の目的達成のために当然必要と思われるものについては、受注者の責任において完備すること。ただし、本病院及び受注者とも事前に予知できない事項についてはこの限りでない。 |
| | 疑義 | イ | 受注者は、本仕様書、設計書について事業施行中に不備や疑義が生じた場合は、本病院と十分協議のうえ遺漏のないよう業務を行うこと。 |
| | 保守整備 | ウ エ | 本事業の保守整備は別紙1・2・3・4・5・6・7の内容により行うこと。 <u>本事業はメーカー又はメーカー系列会社仕様による保守整備とする。</u> |
| | 修理 | オ | 冷温水発生機・冷却塔保守整備に修理は含まれない、ただし、本病院からの依頼対応はその限りではない。 |
| | 材料 | カ | 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつすべて新品とし、日本産業規格（J I S）、電気規格調査会標準規格（J E C）、日本電気工業会標準（J E M）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しかつ製造メーカーが指定する部品を使用すること。 |
| | 5 履行期間 | ア | 令和6年4月1日から令和7年3月31日 |

| | | |
|----|------------|--|
| 共通 | 6 協議 | ア 保守整備は年間計画書を作成し、実施すること、その場合期日を十分本病院と協議し実施すること。 |
| | 7 事業範囲 | ア 冷温水発生機（病院呼称名 RH-1・RH-2） 冷却塔（病院呼称名 CT-1） |
| | 8 報告書 | ア 受注者は、事業完了に際して、保守整備報告書を詳細に明記するとともに、保守整備記録表を提出するものとする。 保守整備記録表…前期分、後期分 |
| | 9 緊急故障時 | ア 緊急故障時には、本病院からの指示に基づき、直ちにサービスマンを派遣し緊急点検・調査対応及び応急修理をすみやかに行うこと。 また、受注者の責に帰すべき事由により、設備等に損害を与えた場合は、直ちに本病院へ報告するとともに、損害を賠償しなければならない。 |
| | 10 労働災害の防止 | ア 事業中の危険防止対策を十分に行い、また、作業者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。現場の作業使用面積、最小限の範囲とし、事業完了後において現況復旧すること。また、現場内は常に整理整頓を励行し、灾害、盗難などの事故防止に努めること。 |
| | 11 経費の負担 | ア 事業にかかる電力、用水等は本病院の承諾を得て、指定する箇所から分岐し使用するものとする。 イ 点検整備上必要な消耗性部品・薬品・油脂類・ウエス・工具・試験機器等は全て受注者負担とする。 |
| | 12 撤去材の処分等 | ア 本事業により発生した廃棄物は、あらかじめ本病院へ処分先の承諾を受けた後、受注者の負担により場外処分とする。 |
| | 13 修理 | ア 修理については、別途協議するものとし、本病院からの指示に基づきすみやかに対応すること。 |

| | | |
|----|-------------------|---|
| 共通 | 14 支払条件 | ア 支払は2回払いとし、契約金額（消費税抜き）の1/2+消費税を前期分、後期分として支払うものとします。 前期分（令和6年4月1日～令和6年9月30日） 令和6年9月末日に請求し、翌月末日までに支払うものとします。 後期分（令和6年10月1日～令和7年3月31日） 令和7年3月末日に請求し、翌月末日までに支払うものとします。 |
| | 15 暴力団等不当介入に関する事項 | ア 暴力団等不当介入に関する事項 尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、尾鷲総合病院と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。 (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。 (2) (1)により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 |

| 明示項目 | 明示項目の詳細 | 明 示 事 項 |
|-------|------------------------------|--|
| 設備の明細 | <p>1 冷温水発生機</p> <p>2 冷却塔</p> | <p>ア メーカー 菖原製作所 形式 RAD-A025 × 2基 燃料 A重油 A重油焚き冷温水機 26%省エネ型</p> <p>ア メーカー 菖原シンワ 形式 SDW-U250AS × 2基 (連結型)</p> |